

統計調査分科会 第 19 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 19 回 統計調査分科会 議事次第

日 時：平成 20 年 10 月 30 日（木） 10:40～12:25

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 3 共用会議室

1 . 開 会

2 . 議 事

- (1) 厚生労働省からのヒアリング
- (2) 国土交通省からのヒアリング
- (3) 総務省からのヒアリング
- (4) その他

3 . 閉 会

(傍聴者、厚生労働省関係者入室)

前原主査 おはようございます。定刻となりましたので、第 19 回統計調査分科会を始めさせていただきます。

本日の議題は、厚生労働省、国土交通省、総務省の検討状況についてのヒアリング等を予定しております。

それでは、まず、厚生労働省からのヒアリングを行います。厚生労働省大臣官房統計情報部の篠原社会統計課長と小玉賃金福祉統計課長からお願いいたします。説明は 15 分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

篠原課長 社会統計課長の篠原でございます。私から、資料 1 - 1 ですが、「社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査の民間開放について（案）」に沿って御説明させていただきます。

御案内のとおり、この社会福祉施設等調査と介護サービス施設・事業所調査は、老人ホームや保育所などの福祉系施設、あるいは、居宅介護といった在宅サービスの事業所の施設数、利用者数、従事者数、そうしたものを毎年把握する調査でございます。この両調査

につきまして、現在、民間競争入札を行って事業を継続しておりますので、その状況と、来年度はどうするのかという検討状況について御説明させていただきます。

まず本年度の事業の状況でございます。本年度の事業につきましては、公共サービス改革に基づく民間競争入札を実施しております。その状況は、2ページに、これは厚生労働省のホームページで公開しているものですが、この両調査につきましては、アクセンチュア株式会社が落札しました。落札金額は、そこにありますとおり、4,410万円です。総合評価方式を行っております、300点満点の153点で一番高い会社でした。

経緯ですけれども、外部の有識者の先生に入っただいて、審査委員会において必須項目、加点項目について審査しました。4者から出てきたのですが、1者は必須項目の記載が最後まで出てこなかったということで3者が残り、その3者について技術点を評価しました。一方、入札価格の方は、7月14日に開札しまして、予定価格内におさまったのが2社ということで、この技術点と価格点の合計で一番高いアクセンチュアが落札しました。

落札者における業務内容は、3ページの別紙2を御覧いただいた方がわかりやすいと思います。この調査は、調査の系統が2通りありまして、国直轄部分と都道府県にお願いしている部分があります。本年は、その国直轄部分について民間開放を行うということで、赤い二重線で囲った部分が本年度において委託しているところでございます。その下の青いところは都道府県にお願いしているのですが、都道府県において回収していただいた後、最終的なデータ入力のところは両方の分をあわせて民間委託の範囲でデータ入力をしていただきます。

現状ですが、一番上に調査対象事業所がありまして、調査時点が10月1日、その下に調査票の提出期限が10月20日ということで、現在、10月20日の締め切りを少し過ぎたところで、まだ提出いただけていないところに督促をかけているというのが現在のところでございます。

資料の1ページ目に戻っていただきまして、そうしたことで、1の(1)の「委託業務内容」として、都道府県に委託している部分を除いて調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応まで行い、データ入力は、都道府県に委託している調査票も含めて行うということで、現在は督促、照会対応中でございます。7月14日に開札してすぐに契約して実施に移しております。

今後、実施状況を評価していかなければいけないのですけれども、20年度事業の実施要項に沿って調査対象名簿の作成状況、回収率が特にポイントになるかと思いますが、回収率・照会件数、実際にいくらかかったかという実施経費、こうしたものについて取りまとめを行っていきたいと考えております。最終的には、全部終わったところで取りまとめるわけですが、来年度の実施要項を作成していかなければなりませんので、11月末ぐらいの時点で回収率・照会件数を取りまとめることにしたいと考えております。

では、来年度はどうするかということですが、来年度はどうしたいかについて、4ページの別紙3のとおり、今後の考え方をお示ししております。その「民間競争入札とする理

由」の中で、3行目に、平成20年度は、国直轄の郵送で実施している部分について、公共サービス改革法の対象として実施するという事です。また、平成21年度は、検討結果を踏まえ、地方公共団体に委託している部分を国の事務に引き上げて公共サービス改革法の対象調査として実施してはどうか、という方針を昨年はこちらのペーパーで示させていただきました。これを踏まえまして、また1ページに戻っていただきまして、4のところ、「来年度事業に向けた検討状況」でございますが、平成20年度の事業範囲に加えて、これまで地方公共団体に委託していた業務についても範囲とし、国に一旦引き上げた上で、この民間開放の対象範囲に加えたいと考えております。

それから、今回は1年の単年度契約ですが、来年度については複数年度、具体的には3年ということで検討中です。そういうことで予算要求を行って財務当局と折衝中という状況でございます。

以上でございます。

小玉課長 私は、就労条件総合調査を担当しております賃金福祉統計課長の小玉でございます。よろしく申し上げます。

資料1-2に基づきまして、就労条件総合調査の民間開放について説明いたしたいと思っております。この就労条件総合調査は、企業の賃金制度や労働時間制度、定年制等、主に就労に関する制度面を中心にいろいろな制度を総合的に調査する内容でございます。

まず、「平成20年度の事業の概要」から説明させていただきます。今年度につきまして、公共サービス改革法に基づきまして民間競争入札を行いまして事業を始めているところですが、2ページの別紙1を御覧いただき、落札者の決定についての説明をさせていただきます。

1にありますように、落札者は帝国データバンクでございます。落札金額と総合評価点は2と3にあるとおりでございます。評価の考え方は、社会統計課長の統計と同じような考えでございます。

4に経緯等が書いてありますが、入札参加者は7者あり、これも外部有識者を委員に含めた審査委員会においてそれぞれの企画書を審査しました。必須項目についてはいずれも基準を満たしていたということで、7者すべてについて加点項目に関して技術点を評価しました。次に価格の入札を行いました。入札価格については、9月29日に開札したところ、1者は予定価格を上回っておりまして、残りの6者について価格点を評価しました。その経過として、技術点と価格点の合計が最も高い帝国データバンクが落札者となったものでございます。

次に、5として落札者におけるサービスの実施体制や実施方法を整理しております。3ページにありますように、この落札者は、実施責任者1名と業務担当者6名を、具体的な作業員や再委託先の上位に配置するという体制をとっております。その下に3つの業務について記しております。具体的な業務はまだこれからの段階ですが、この落札者に関しては、企画書に書いてある内容の特色というか、評価されたポイントと御理解いただければ

と考えております。

なお、時間の関係もありますので、 から の個別の説明は省略させていただきますが、後ほど御質問があれば、お許しいただいて補足させていただければと考えております。

また、情報セキュリティの面をはじめとして、ここには書いてない点もありますが、この落札者は企画書に記した点について総合的に高い技術点を獲得したと考えておりますので、その点を申し添えます。

では、最初の1ページに戻っていただきまして、1の(1)ですが、委託業務の内容でございます。そこに記しておりますように、調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、データ入力に係る業務ということで、先ほど申し上げましたように、先月入札を行いまして、(2)にありますように、9月29日から来年3月末までを委託業務期間として契約を結びました。

なお、この調査自体のスケジュールを申し上げるのを忘れましたが、例えば今年度の調査であれば、今年度といっても来年の1月1日現在の状況について企業に回答いただき、1月末までに原則として調査票を回収するというスケジュールでございます。また、業務に関しましては、そういうスケジュールですので、業者の引き継ぎを行って、業務を始めて1か月くらいたった段階ですが、調査用品の印刷等に入っているところでございます。

4ページの別紙2に流れ図がございまして、中ほどから下の赤い枠で囲まれた部分が今回の委託業務の範囲でございます。これは1段階でしかるべきところに委託するという計画になっておりますが、今申し上げました調査票等の印刷からデータ入力までの業務を委託することになっておりまして、今、一番左の「調査票等の印刷」に入っているところでございます。「挨拶状の送付」は12月上旬となっておりますが、少し早めるかもしれませんが、ほとんどの業務はこれからという状況でございます。

1ページに戻っていただきまして、「2 実施状況の取りまとめの項目」です。今年度の実施状況の取りまとめにつきましては、実施要項に定められております有効回答率及び実施経費の項目に沿って取りまとめることとしております。

また、3にありますように、これらについて、平成21年6月末までに取りまとめる予定としております。

次に、「4 来年度に向けた検討状況」ですが、来年度以降についても、今年度の民間競争入札の実施の経緯等を踏まえ、引き続き民間競争入札を行いたいということで、先ほど申し上げましたように、事業の内容については今年度開始したばかりですが、今年度と同様の範囲で、契約期間については、初年度をまだ始めたばかりですが、民間事業者の創意工夫を生かしていただき、ノウハウの蓄積による質の維持向上等を図るという観点で、平成21年度から複数年度とする方向で検討させていただいているところでございます。

なお、最後の別紙3につきましては、これも昨年11月にこの分科会に提出したものですので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

前原主査 ありがとうございます。それでは、御質問、御意見等、各委員から御発言をお願いいたします。どうぞ。

高橋専門委員 いずれも郵送調査ですし、基本的に余り問題ないのではないかと考えています。一つお聞きしたいのは、回収率に関して、これまでの実績と、今度、民間開放する場合の回収率についてどのように考えておられるのか。同じようなレベルを考えておられるのか、あるいは、もう少し上を狙っておられるのか、そこら辺の考え方がどうなのかということ。

それから、先ほどの社会福祉の統計で、次年度から地方公共団体の分もということですが、これは国のものと一括して業者に頼むという考え方でよろしいですか。

篠原課長 まず1点目の回収率の関係で、回収率は、入札の実施要項の段階で、1年前に国が直轄で行ったときの回収率が約8割ということを示しておりまして、それを上回ることを求めています。基本的にこれは全数調査なので、目標は100%として、少なくとも国の実績を上回って下さいという前提で契約をしているということでございます。

地方分は一旦国に引き上げるため、すべて国直轄になりますので、一体で委託することを考えております。

小玉課長 私から、回収率の点だけ。今年度の入札実施要項にどう書いているかと申しますと、平成19年度、国で行っていた直近の年の回収率が68.2%でしたので、これを最低限のような形にして、それを上回ることをしております。その以前3か年度の平均値が81.2%ですが、これを目標として下さいということで、いわゆる2段階的な目標としております。これは、実は入札実施要項に関しては、別の小委員会できいろいろとご指示いただきまして、平成16年度から18年度までと19年度では、実は、平成18年度までは、私どもの地方の労働局や監督署が回収していたものを平成19年度は郵送にしたとか、あと、平成19年度につきましては、この前新聞を少しお騒がせしましたが、調査内容自体も、退職金額を書かせるとか、少し負担が重いものにしたなどということがありました。

あと、これも統計的に総務省の御指摘もあって、調査対象企業を、本社30人以上から企業全体として30人以上ということで拡大になったこともあって、平成19年度だけを取り上げて目標にするのはなかなか難しいだろうということで、各方面の御意見などを踏まえてそういう形にしました。

高橋専門委員 それに関して、この統計ではなくて、これまでのいろいろな省庁の回収のあれを見てつくづく思うのは、過去の経験があるわけで、例えば、この時点まで過去はどのくらいの回収率だったということがありますが、民間にすると、えてしてそれが下回る可能性もあるということを民間の方に言うておかないと、安心していて、最後になってわーっとやっても結構コストがかかるとかいろいろな面があるので、過去の経験を民間の方に、過去はどうであったということをお話しされた方が、結果的にはよくなるのではないかと思います。

篠原課長 それは、入札要項で過去の回収状況を一応お示ししておりまして、最終的に

は8割ぐらいになったと申し上げましたが、例えば、調査票の提出期限の段階ではこのくらいでしたとか、こういう形で回収率が推移していますよということは、入札実施要項の段階でお示ししております。

高橋専門委員 わかりました。

小玉課長 私どもでも同様に行っていることと、あと、企業相手ですので、企業規模や産業ごと、そういう細かい数字を実施要項で情報提供しております。特にそれと乖離しているところは集中的にやってくださいという形にしました。

前原主査 そのほかにどうでしょうか。

橋専門委員 2点ほど教えてください。一つは単純な話で確認程度です。今回、落札に当たって、技術評価と価格評価をして、両調査で、社会福祉施設等に関しては技術と価格を五分五分のウエートにされて、就労条件総合調査では2対1で、少し技術にウエートを置く。それは、ある意味で、いろいろな調査の仕組みとか、実査部局の現在の思いを反映しているのか。その思いが、ある意味で、落札の段階で、もちろん価格点とあれのバランスはわかりませんが、技術的特徴に関しては先ほど少しお話があったかと思えます。それについて、思いどおりの形の実現できたかどうかに関する御感触について、少し教えていただければと思います。

第2点は、既にそれぞれ平成20年度の事業を開始されているところですが、恐らく、実査部局の方々と民間の業者の方々とコミュニケーションやマネジメントの体制も徐々に動き出しているのではないかと思います。その辺の連絡やコミュニケーションの状況は、立ち上がりの時点でどのようになっていて、順調なのか、何か問題を感じていらっしゃるのか、その辺について少し教えていただければと思います。

篠原課長 社会福祉調査の関係の方は、技術と価格の評価は半々ですが、この半々というのは特にこだわりがあるわけではないのですが、こういうことにしたとしか申し上げようがないのですが。技術のところどんな思いがあったかということ、入札実施要項の段階で、一応こういうことになっているけれども、より良い提案があればどうぞ提案してください。その上で、それも立派なものであればそれも評価しますということになっています。

このアクセントから実際に出てきたのは、資料1-1の2ページを御覧いただきますと、5番の下の方に、回収率向上のためにウェブを利用した回答チャンネルを増設するというのが提案として出てきました。ですから、調査票に記入してもいいし、オンラインで答えていただいてもいいということが出てきて、それもある程度評価されてアクセントに点数がついたということがあります。それだけではないのですが、例えばそんなところもございました。

このアクセント株式会社の方とは、これまでに何度会ったかわからないくらい、週に1回ぐらいは担当者同士が打ち合わせをしているというのが現状です。今のところ、そう大きな問題があるということはありません。

小玉課長 就労条件総合調査の方は、先ほども回収率の話を上りましたが、やはり回収率をどれだけにするかということ、結果として高い回収率を出していただくことが重要だと考えております。そういう意味では、技術点と価格点を2対1にして、技術点の方で、この企画ではいかに回収率が高くなるかという観点から評価いただきました。そういう意味では、担当課長としてはこういう形でよかったのではないかと考えております。

これも具体的に言いますと、資料1-2の3ページの で、名簿の事前メンテナンスなどがありますが、私どもの調査は、今年度の調査であれば平成18年度の事業所企業統計調査をデータベースとして企業を抽出しておりますが、当然、何年かたっていますので、倒産したとか、吸収合併されたところが出てきて回答いただけないので回収率は下がりますが、帝国データバンクですので、御案内のとおり自分のところで情報、データベースを持っていますので、私どもが抽出したものを渡して、もちろん、その範囲内で、ここはもうないというところは返していただいて、こちらが追加で出すという形にして、回収率を上げるために非常にやる気になっていただいているという感じがしております。

それとの関係でコミュニケーションの話をしてみますと、週に2回程度は来ていただいているようです。まだ始まったばかりということもあるからかもしれませんが、軽微な点については、毎日といってもいいくらい、メールや電話で打ち合わせをしております。

椿専門委員 ありがとうございます。

鈴木専門委員 総合評価点のことで、実際の評価点は300点満点で153点、もう一つの調査は243点満点の132点。この点数については、当初予定していたというか、発注者側が予想した点数と比べてどうだったのかお聞きします。

篠原課長 これは必須項目で、あとは加点という形になっております。そういう意味では、普通は満点はないのかなと考えております。最低限クリアしていただいた、あとは何かあれば足していくということなので、そういう意味では、300点満点の半分しか取っていないのではないかとわれればそうかもしれません。

鈴木専門委員 そういう意味ではなく、十分にやっていたかということで確認しているわけですね。

篠原課長 4者から出てきて、この3者については、どこになっても最低限のことはしていただけるであろうというレベルです。結果的にはこの会社の点数が高かったわけですが、レベルとしては、この3者は一応実施していただけるだろうという考え方でした。

鈴木専門委員 わかりました。

小玉課長 御質問の主旨は、総合評価点が満点と比べて低いのではないかとということでしょうか。

鈴木専門委員 そういう意味ではないのですが、これで満足いく内容であったかどうかということをお聞きしたかったわけです。

小玉課長 例えば私どもの調査の落札者と言いますと、私は落札価格の詳しいことは承知していませんが、技術点については、事務局として、委員会などを運営している関

係で、例えば私どもの落札者であれば、技術点だけで言うと満点の7割くらいでしたし、先ほどお答えがありましたように、加点主義という観点から考えると、これは特に点数云々が問題にならないというか、ある程度はやっていただけると考えております。

鈴木専門委員 社会福祉施設、介護サービス施設の方の調査ですが、この総合評価を行った業者は3者ですか。

篠原課長 入札参加者は4者でしたが、1者は必須項目に記載がありませんでした。

鈴木専門委員 その1者は予定価格を上回っていたわけですか。

篠原課長 その1者は最終的に応札していません。

鈴木専門委員 そこを除いた3者で総合評価したということですね。

篠原課長 はい。

鈴木専門委員 わかりました。

芳賀専門委員 同じ点ばかりで恐縮ですが、評価の方法として、この加点をする際に調査の詳細な項目等幾つかあると思います。それと総合的な評価をつける場合の重み、その2つの点があると思います。これを、例えば今後基準化していくというか、評価のポイントであるとか、技術の方に重みをかけるときは2対1にする、そうでない場合は1対1にするといったような基準的なものがあると、指針というか、そうしたものが明確になっていくとより良いのではないかと思いました。これは感想です。その辺も少し明らかになると、技術的にも、私どもが安心してお話しできるかなと思います。

篠原課長 評価項目は必須項目と加点項目に分類し、加点項目には項目によって重み付けし、これに何点という表になっていますが、必須項目はマルバツしかありません。

芳賀専門委員 その辺の調査ごとではなく、すべての調査において基準化されたものがあれば、より良いのかなという気がします。毎回毎回違うのではなく、技術点の重みのつけ方にも、こういう場合にはこうしましょうというものがあるといいのではないかと思いました。これは感想です。

前原主査 どうぞ。

佐久間事務局長 今のことに関連しまして、総合評価をするときは財務省と協議する形がございまして、その上で、財務省が、今おっしゃられたような、個別の担当の形とまた別に、横並びといいますか、標準化についていろいろお考えになるところがありまして、例が積み上がっていきますと、そういう指針のようなものがだんだんできてくるのではないかと考えております。

前原主査 おっしゃるとおり、経験を積んでいく中で改善していくと思います。

それでは、公共サービス改革基本方針を改定する際に、本日御説明がありました内容につきまして、そこにどう反映するか、当方と十分に意見交換しながら整理させていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

これで厚生労働省からのヒアリングを終わらせていただきます。ありがとうございました。ご苦労さまでした。

(厚生労働省関係者退室)

前原主査 財務省でそういうバランスをとるようにしているわけですか。

佐久間事務局長 彼らとしても、1件1件やるだけではなくて、やはりその整理をしなければならぬということ、ある程度内部基準というか、そういうものをお持ちになっていると理解しています。我々としては、実施要項の書き方とかかわってくるものですから、あまり個別的だとむだになるということもありますので。

前原主査 今回も一流の業者なので、恐らく、経験をどんどん積んで改善していくと思います。

佐久間事務局長 そうですね。

事務局 財務省との協議について補足ですが、包括協議のような形で最初に協議をしておいて、あとはそれに従って実施するような形で行っているところもありまして、調査等はそのような扱いがされているところもあるようです。

前原主査 よろしいでしょうか。

(国土交通省関係者入室)

前原主査 それでは、続きまして、国土交通省からのヒアリングを行います。

国土交通省総合政策局情報政策本部の江國情報安全・調査課長からよろしくお願ひします。説明は15分程度でお願いをいたします。よろしくお願ひします。

江國課長 江國でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の資料に基づきまして御説明させていただきたいと思ひます。

今回、建設関連業等の動態調査について御報告させていただくところでございますけれども、これは、御案内のとおり、平成20年6月に開催されました第14回統計調査分科会におきまして、国土交通省としての法の対象業務とする方向で検討を行うことが適当な調査、この有無についての御指摘を踏まえまして、私ども、関係統計局とともに各統計調査について検討を行ったところでございます。

具体的には、法の対象業務とすることによる行政の効率化の可能性あるいは統計の質についてより一層の向上を図ることの可能性、そうした観点から改めて統計事務の委託の状況、調査の周期、準備作業にかかる資源、予算、その確保の可能性などについて検討したところでございます。この間、事務局とも連携をとらせていただいたところでございます。その結果、本日、建設関連業等の動態調査について御説明するものでございます。

この建設関連業等の動態調査につきましては、平成6年度の調査開始以来、調査用品の印刷から実査、集計、統計表作成に至る業務につきましては、既に会計法令に基づきまして包括的な民間委託を実施しているところでございますけれども、実施過程における更なる透明性、中立性、公平性の担保、統計の質につきましてはのより一層の向上を図る等の観点から、公共サービス改革法の趣旨が活かされるものとしまして、公共サービス改革法に基づく民間競争入札を実施しようと考えた次第でございます。

更に詳細につきましては、木下建設統計室長から御説明させていただきたいと思ひます。

木下室長 建設統計室長の木下でございます。

まず初めに、建設関連業動態調査の概要につきまして、3ページを御覧ください。建設関連業と申しますのは、建設業そのものではなく、それをサポートする様々な業態を包括して呼んでいるものでございます。若干なじみが薄いものがあるかと思しますので、簡単に御説明させていただきます。

測量業は、読んで字のとおりで、土地の地形を測りまして、平面図や断面図をつくるものでございます。それから、建設活動に当たりましては、調査、計画、設計といったものが必要になってくるわけですが、土木部門については建設コンサルタント業、建築部門については、建築設計業務と、分けて業態が組まれております。

また、地質調査は、構築物を地面に据えつけるなどに当たって、地質を調査するという業務です。建設活動は、昨今の経済情勢の下で活動の規模が小さくなってきておりますが、未だGDPの1割弱を占める重要産業で、景気の動向にも大きな影響を与えます。これらの関連業につきましては、建設活動に先立って行われるという特徴がありますので、先行指標としての大きな意味を持っております。

もう一つは、建設機械器具リース業がございまして、リース業については3種の業態がありますが、一つは建設機械器具ということで、ブルドーザーなど、建設現場で使われる建設機械をリースするものです。

それから、仮設資材についてもリース業があります。仮設資材は、重仮設、軽仮設という2つの業態がございまして、重仮設というのは、例えば鉄の板を水面に打って仮の水路をつくって水を流す、浚渫するとか、あるいは地面を掘るときにどんどん深く掘ると土の圧力で崩れてきてしまうので、大きな鉄の資材を打ち、固めてから掘っていくというのをしますが、そういうもの。あるいは、ダムをつくる時などに、鉄で仮の栈橋や道路をつくったりするものを御存知かと思っておりますが、そうした人の力では運べないような重い仮設資材をリースする業態でございまして、一方、軽仮設は、ビルの工事現場で足場をつくっておりますけれども、あの足場がメインです。

このリースについては建設活動の一致指標として広く使われているところでございます。

こうした建設関連業につきまして、例えば測量業、コンサルタント、地質調査業で申しますと、発注者あるいは業務の目的別の契約件数、契約金額、事業者の月末の従業員数、月間売上高を調査しております。参考に調査票を添付させていただいております。例えば測量業の調査票がございまして、発注者としては、国内の公共・民間、海外の公共・民間という4種別で、工事につきましては建築、土木、その他の別にそれぞれ契約金額、件数を記載する形になっております。裏面は、その月末の従業者数、月間の売上高を記載していただく体裁になっております。2番の建築設計業務では床面積等も書いていただいておりますけれども、全体としての体裁は類似でございまして、こうした形で、毎月の関連業の売上、人員等につきまして月間でデータをとっているというものでございます。

4ページを御覧いただきますと、今御説明しましたように、調査時期につきましては毎

月1回、年12回。毎月の実績を翌月の15日までに報告をいただく形の月次調査でございます。

調査方法につきましては、調査対象者へ調査票等を郵送し、回収する方法でございます。調査票に代えまして、フロッピーディスク、電子メールあるいはオンラインシステムによって報告することも可能としております。

予算額は、平成21年度要求額で360万円強でございます。

1ページに戻っていただきまして、ただいまのことが建設関連業動態調査の概要でございますが、入札の対象範囲としては、調査用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、データ入力、集計、統計表の作成といったことを考えております。

それを図にしたものが2ページでございます。統計調査の企画・立案、調達手続き、結果公表などの中核的業務は国が行うことにしますが、その他の業務につきましては幅広く包括的に委託業者をお願いするスキームを考えております。

1ページにお戻りいただきまして、入札等の実施時期でございます。予算要求等を伴いますので、平成21年12月を目途に入札公告を行い、平成22年4月から、落札者による調査を実施する予定でございます。また、契約期間につきましては、これも財政当局との協議が必要ですが、是非複数年度契約、現在のところは3年程度が適切ではないかと考えておりますけれども、3年程度の複数年度契約として腰を据えて取り組んでいただくことを希望しております。何とぞよろしく願いいたします。

前原主査 ありがとうございます。それでは、御質問、御意見等、各委員から御発言をお願いいたします。

高橋専門委員 3ページに書いてありますように、調査対象者は上位何十社ということで実施していますが、そうすると、回収率はどうなりますか。例えば50社を対象にして全部が回答してこなかったというケースもありますか。

木下室長 現在、回答率は八十数%でございます。

高橋専門委員 平均して八十数%ですか。

木下室長 はい。

高橋専門委員 これは感想ですが、景気の先行指標というか、建設関係は先行指標だし、私もエコノミストの端くれですが、そういう意味ではもう少し使ってもいいかなと思えますが、いまいち余りPRされていないような感じがします。その辺はどうなのでしょう。実際問題、建設の実績と先行がありますよみたいなことを、グラウンドというか、そういうことが言えないのかどうなのか。そういうことはやっていますか。

木下室長 我々は毎月月末に、建設工事の大手50社の受注データとあわせて公表させていただいております。大手50社の建設工事の受注の方は、一般紙等にも書いていただいているのですが、関連業の調査の方は、若干数値が安定しないということもあるのではないかと思います。我々としても、更に広報に努めていきたいと考えております。

高橋専門委員 わかりました。

前原主査 ほかにいかがですか。

椿専門委員 今まで既に民間委託がかなり進んでいたことに関して、最初にありますように、公共サービス改革法の趣旨が生かされて、おっしゃるとおり、中立性、公平性の担保ということに関しては非常によろしいのではないかと思います。この後、現時点の統計の質というような話に寄与するような目論見といいますが、そういうことがあったら教えていただければと思います。

木下室長 2点考えておりまして、1点は、今、椿委員からお話がありましたように、入札手続きでございます。現在、我々はこの調査については、会計法に基づいて価格だけの一般競争入札で実施させていただいておりますが、公共サービス改革法の手続きになりますと、いろいろ御議論いただいてかなり詰めた形で総合評価を導入することができるということですので、統計の質の向上に資すると考えております。

具体的には、回収率の話も高橋専門委員から御指摘いただきましたけれども、実は、建設業者はどこも経営が厳しくなっておりまして、御案内のとおり、建設投資はピーク時の6割程度になっております。一方で、業者の過当競争構造は全く直っていない状況で、各業者とも人員削減で厳しい状況になっておりまして、統計の回収率は、ほかの建設統計も含めて、実はじり貧と申しますか、非常に苦しい状況になっております。そうした中で回収率を上げるには、地道な督促であるとか、記入の仕方をきちんとアドバイスするとか、あるいは、電子的に出していただく方向に上手に誘導するとか、工夫の余地がかなりあるのではないかと考えておりまして、総合評価の中で、そうした御提案をいただくことで統計の質の改善を、是非民間ノウハウをお借りして見込んでいきたいと考えているのが1点でございます。

もう1点は、先ほど御説明しました契約期間ですが、複数年契約は通常のパターンではなかなか難しいものがありますが、このスキームに乗りますと、複数年契約もメニューの中に入り得ます。1年1年ということでは改革の意欲もなかなか湧きませんし、採算も見えにくいということがございます。あるいは、この調査は、今、御覧いただきましたように、雑多なといいますが、多様な業種の寄せ集めですので、それぞれの業態もかなり違うということがございます。そんな中で、業者の個性をよく見ながらきちんと取組をしていただくには、1年ごとに業者がコロコロ変わるのではなかなか難しいところがあると思いますので、複数年契約にすることによって、創意工夫をよりしやすい環境を提供できるのではないかと考えております。

前原主査 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、芳賀委員。

芳賀専門委員 もう既にオンラインシステムによる回収等が進んでいらっしゃると思いますが、どのくらいの利用率でしょうか。

木下室長 オンラインシステムはまだ20社ぐらいです。

芳賀専門委員 そうすると、5分の3ということですか。それとも、すべての業態で、

ですか。

荒木係長 調査票について、複数の種類の調査票を1社に配る場合があります。調査票は、合計で313枚ありますが、そのうち30枚ぐらいがオンラインで来ておりますので、1割になります。

木下室長 我々としても、オンライン調査を是非進めたいと思っておりますが、どうしても小さい零細業者も多いもので、導入について、地道な広報活動はこれからも進めていかなければと考えているところでございます。

芳賀専門委員 これは、年間売上高上位の会社でも小さい会社がありますか。

木下室長 建設業に比べたらだいぶ小さいところもございませう。

前原主査 そのほかにはいかがでしょうか。

廣松先生、いかがですか。

廣松専門委員 基本的なことですが、抽出された対象者について1年間調査するのですか。

木下室長 過去には3～4年ペースで見直していたのですが、最近は業界が厳しくなってきた状況も変わってきておりますので、できるだけ1年間で見直しをしたいと考えております。

廣松専門委員 さっきの説明の中で、労務調査の結果は必ずしも安定していないというお話がありました。それは、回収した調査票の中に、年間売上が上位の中の結構上のものが抜けるとか、そういう意味での不安定性ですか。

木下室長 恐らく、業務に繁閑があったり、様々な要因があるのではないかと思います。

廣松専門委員 それは、必ずしも回収状況の影響によるものではないということですか。

木下室長 例えば上位の会社でたまたま出してこられなかったりすると、母集団が小さいので、その分の影響が、母集団が大きいものよりも誇張されて出てくる部分があるのではないかと思います。そういった意味では、きちんと業者を選んで回収の努力をすることが、他の調査にも増して重要であるということが言えるのではないかと思います。

廣松専門委員 わかりました。

前原主査 確かに、景気変動の影響を受けやすい業種で、一番激しく出ますからね。

木下室長 はい。一番あらわれるところですので。

前原主査 そのほかにはよろしいでしょうか。

先ほど零細業者とおっしゃいましたが、コンピュータシステムはみんな持っていますか。というのは、発注額を考えると、そうでもないといえないのではないかと感じもしますが。オンラインで全面的にやらないと、人手をかけて郵送でやっているといえないですね。

木下室長 できるだけ効率的にそういうものを促すような形の工夫がしていけたらと考えております。

前原主査 よろしゅうございませうか。

それでは、公共サービス改革基本方針を改定する際に、本日御説明がありました内容につきまして、そこにどう反映するか、当方と十分に意見交換をしながら整理させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

これで国土交通省からのヒアリングを終わります。ありがとうございました。御苦労さまでした。

(国土交通省関係者退室)

(総務省関係者入室)

前原主査 それでは、続きまして、総務省からのヒアリングを行います。

総務省統計局統計調査部の杉山調査企画課長から、説明は 15 分程度でお願いいたします。

杉山課長 お手元の資料 3 を御覧ください。「平成 21 年全国消費実態調査における民間開放の取組について」ということで御説明いたします。

1 番で経緯のおさらいをしてございます。総務省につきましては、公共サービス改革基本方針の中では、指定統計調査のうちの地方公共団体を経由して行うものについては、地方公共団体における民間開放の着実な実施を可能とするために必要な措置を講じるとされておりまして、国の方は、政省令の改正等の環境整備をすることが役目になっております。

これに基づきまして、平成 19 年度については、就業構造基本調査、全国物価統計調査について措置し、平成 20 年度については住宅・土地統計調査と個人企業経済調査ということで、これまで計 4 本措置をしてきてございます。

その実績ですけれども、実際に地方で民間開放を実施したものは、平成 19 年度の就業構造基本調査における越前市の例のみでございます。平成 21 年度につきましては、冒頭に申し上げました全国消費実態調査を実施する予定ですが、これについては、越前市の民間開放の取組状況、あるいは、最近、統計委員会の方でも民間事業者の活用について議論しておりますので、その状況、あるいは、民間事業者、地方公共団体等の動向も踏まえて今後の取組について考えていきたいということで整理してございます。

大きな 2 番目の取組の方向でございます。(1) に基本的な考え方を整理してございます。越前市の実施結果から、これは何度か御報告しているのですが、地域単位で行う実査の民間開放の仕組みについては、一定の条件が整えば、質の確保を図りつつ、ここは国と同様の回収率等を実現するという趣旨ですが、そうしたことが可能であって、かつ、その実施自治体における業務負荷の軽減(効率化) にも寄与し得るとということが判明しております。

ただ、他方、実際に受託された民間事業者から聞いた話では、所要経費が委託費をかなり上回っているという実態もございます。それから、民間事業者からのお話を聞いても、なかなか斬新なビジネスモデルといったものはありませんで、そういうことを踏まえると、今後とも地域単位の民間開放を確実にという見込みは少し言い難い状況がございます。このため、今後の民間開放の実施に当たりましては、これまでのやり方にあまりこだわらないで、できるだけ幅広く検討したいということでございます。

なお、検討に当たりましては、今、具体的には、統計委員会において「公的統計の整備に関する基本的な計画」についての中間報告をまとめてございます。これが10月の終わりにまとまったのですが、年末には最終的な答申が出ると言われておりまして、この動きとの整合性にも十分に留意したいということでございます。

備考欄に、統計委員会を出している方向について、ポイントだけを抜き出してみました。「(2)民間事業者の活用」として「イ 取組の方向性」ということで出ていますが、最初のパラグラフは、郵送や照会対応、照会対応というのは典型的にはコールセンターのようなものです。これについては、民間事業者が優れたノウハウ、リソースを持っておりまますので、こうしたものは積極的に活用したらいいのではないかという方向を出しております。

一方、私どもが行っている調査員実査につきまして、現時点での民間事業者の履行能力等を勘案しながら、事業者における調査員の確保の方法、調査員の能力・経験、調査員の指導・管理体制等の実情をきちんと把握した上で活用の可能性を検討するようになってございます。その際、ここは具体的に調査名が示されていますが、国の統計調査の母集団フレームの提供を目的とした調査、注1にありますような国勢調査及び経済センサス。それから、調査結果が政府の経済財政運営の重要な基礎資料として利用されている調査、これは注2にございます労働力調査、小売物価統計調査、家計調査の3本ですが、これについては、民間事業者の活用については慎重かつ十分な検討が必要と出ております。御参考までに御報告します。

2ページを御覧ください。「(2)具体的な取組」の に、全国消費実態調査の内容について簡単に整理させていただいております。これまでも何度か概略だけはお話したのですが、11月10日に諮問を予定しております。我々の調査は、総務省だけで勝手に決めるわけではなくて、必ず統計委員会に諮問して答申をいただいてから決めるという手続きを踏んでおります。少し回りくどいのですが、そういう手続きを踏みます。諮問が近づきまして、その内容がある程度見えてきました。

まず、調査期間は、2人以上世帯と単身世帯の2つあるのですが、2人以上世帯は平成21年9月、10月、11月の3か月間行います。単身世帯は平成21年10月、11月の2か月間になっております。調査地域は、国内のすべての市及び全国にある約220の町村でございます。

調査対象は甲乙に分かれますが、甲は世帯主に対するもの、乙は、18歳以上の世帯の個人に対するもので、乙は昔は小遣い帳と言われていた調査です。メインは甲の調査ですが、甲においては、家計簿、耐久消費財調査票、年収・貯蓄等調査票、世帯票の4種類を配って調査を行います。特に家計簿がかなりボリュームが多くて非常に難しい調査とされています。実際に実査を行うに当たってはベテランの調査員を配置するなどして、かなり強い態勢で取り組んでおります。乙が家計簿と個人収支簿ということで実施いたします。甲は約5万6,800世帯、乙は約700世帯を対象として実施します。

調査事項につきましては、家計簿について更に詳細に申し上げますと、3か月分の毎日の収入、支出の具体的な金額を書いてもらいます。そういう意味では詳細ですし、プライバシーにかかわるような内容も含んでおります。それから、年収や貯蓄等の調査票の中では、年間収入、貯蓄の現在高、借入金残高などについてお聞きするもので、具体的な額を聞きます。

として民間開放の取組を整理しております。幅広い取組の一環として、まず単身世帯調査への民間モニター方式の導入ということで、これについては実施する方向でほぼ動いております。内容としては、若中年の単身者については、我々が実施する場合に実施が困難とされているもので、これについては民間事業者が運営するモニターを活用して行いたいということです。若中年というのは、60歳未満の単身者です。調査対象世帯は約1,600世帯で、国に事務を一旦引き上げた上で、一括して民間の事業者に委託する仕掛けになっております。参考までに、平成19年の越前市の調査対象世帯は825世帯でしたので、約倍くらいの規模の調査というイメージでございます。

それから、b)において、電子調査票を用いたオンライン調査ということで、調査票の配付は調査員が行いますが、回答についてはオンラインでの回答が選択できるようにする仕掛けになっております。その電子調査票の設計を民間の専門業者に委託する予定でございます。

c)のコールセンターの設置。これは照会対応業務を、民間の得意分野であるコールセンターに委託するというものでございます。

d)は宿題になっていたところですが、これまでの地域単位の実査の民間開放についてどのように行おうとしているのかということについての考え方を整理しました。まず、繰り返しですが、越前市の事例から言うと、実際に使用した経費や民間事業者からのヒアリング結果等を踏まえると、今後とも地域単位の民間開放を確実に見込める状況にあるとまでは言い難いところが一つのポイントです。ただ、一方、新しい動きが出ております。既に御承知かもしれませんが、承認統計調査、具体的にはサービス産業動向調査と呼ばれるものですが、そこにおきまして、国の調査員調査の実施業務を受託した者の中に、調査会社と物流業者がジョイントで共同会社を設立して業務を実施しているものが見られます。

そういう新しいビジネスモデルが出ているということ。これは重要な動きだと思います。このようなモデルが、質や効率性の面でどのようなものが実現するかについては、実は今年の10月から始まっているので、そこはまだわかりません。わからないのですが、新しい可能性ということで、その動向を見極める必要があると思います。それから、これと同じような新しいモデルが今後出る可能性もありますので、そうしたことは十分念頭において対応する必要があるということでございます。

以上の点を踏まえますと、地域単位で行うことについては、基本的には慎重な対応が必要ですが、実際のところ、調査関係の大手の業者からヒアリングをしました。そこにおきましては、受託が全くできないという話はなかったものですから、そうしたことを考える

と、最初から門戸を閉ざすことは判断としてはいいのかなど。それから、新たな民間のビジネスモデルの出現について、将来、そんなものは全くないということも言えませんので、そうしたことを全部あわせて考えますと、環境整備を実施しない方向とすることは難しいのではないかと考えています。これが結論です。

次の3ページには、参考ということで、全国消費実態調査の実査を民間開放する場合の課題ということで、民間事業者からヒアリングした結果、地方公共団体からヒアリングした結果からあぶり出された課題を整理しております。

まず、「全国消費実態調査の困難性」のところは、この調査の中身がプライバシーにかかわるものであること、調査期間が長いことも強調しておきたいと思います。3か月間連続、毎日の収入・支出ということで、かなり負担が重いのです。そういったことで、調査協力を得るための訪問回数が他の調査に比べるとかなり多いことを報告として受けております。このような状況の中でも、実は回収率は非常に高く、99%とか98%という数字が出てきております。これは現場が相当努力しているということでございます。

大手4社からヒアリングしたところによりますと、このような調査について同様の回収率を実現することは、会社によっては、できないのではないかと考えているところもありますし、実現できるかわからないと考えているところもございます。

もう一つ、よく話題に出ていました大都市や広域での実施についても聞いております。調査員調査は、一般には、調査客体である世帯や事業所に調査員が出向き、相対で調査票を渡して回収するというのが基本形です。今回、大手4社からのヒアリング結果によりますと、基本的には、この枠の中でやるということを考えているようです。特に特別なビジネスモデルの提示はありませんでした。そういう中で、以下に掲げる費目について、大都市や広域で実施することによって若干の効率化が期待できるのではないかとのお話を聞くことができました。

大都市で行った場合は、調査員の募集に要する経費や調査員説明会のための会場借上費。これは、例えば地方都市などに出向く場合は、移動のための経費などがかかりますので、そうしたものが節約できるということです。広域で行う場合については、調査員説明会をばらばらにするよりも1か所に集約した方が効率的にできるわけで、そうしたことの経費の効率化が可能であるという話を聞いております。

最後に、「地方公共団体の懸念」ということで整理しております。地方とは頻りに意見交換等しておりますが、全部の都道府県、調査対象予定の約1,000の市区町村に対してアンケートを送付し意見を聞きました。その結果によりますと、民間開放について検討するかといったことについては、今のところは検討の予定がないというのが全体のトレンドです。あわせて、自由意見欄の内容を見ますと、ここに書いてありますように、民間事業者を本当に円滑に確保できるか心配であるという声が上がっております。越前市の例のインパクトが強かったようで、本当に持続的、安定的にできるのだろうかという懸念を持っていらっしゃる市町村等が多いです。それから、調査客体との信頼関係に与える影響も懸念

されると。最近、詐欺商法のようなものが蔓延している世の中ですので、民間事業者が参入することによって、客体から不安の声が上がっているという指摘もあります。

全体の課題として整理すると、このような感じになります。

今日お示しした資料についての説明は以上でございます。

前原主査 どうもありがとうございました。越前の御経験からいろいろと新しいアイデアも出てきているようでございます。よろしく願いいたします。

それでは、御質問、御意見等、各委員からお願いいたします。

どうぞ。

森丘参事官 事務局から恐縮でございます。

3ページ目の真ん中の辺りで、大都市や広域については若干の効率化が期待できるという記述がありますが、これは、越前市のような地方で実施することに比べてという意味での御説明と理解してよろしいでしょうか。

杉山課長 少しアバウトな書き方をしていますが、具体的には、大都市で実施した場合、ある1社ですが、社員人件費について、1～2割効率化できますという回答でした。

森丘参事官 それは、民間委託しない場合に比べて1～2割という意味ではなくて、地方で行う場合に比べてという意味ですか。

杉山課長 各市ごとにばらばらに行う場合、例えば世田谷区と練馬区という2つの区でばらばらに実施する場合と、世田谷区と練馬区とまとめて実施する場合とを比較すると、まとめてやった方が1～2割削減できるというイメージでございます。

森丘参事官 2ページ目の一番下の、環境整備を実施しない方向とすることは困難という記述ですが、これは、要は、可能性があるから環境整備はやるという理解でよろしいですか。

杉山課長 こちらにお諮りして、特段異論がなければ、やるという判断をしております。

森丘参事官 お諮りするというのは、統計委員会という意味ですか。

杉山課長 分科会でいろいろ御指導を受けながら行っていると考えておりますので、そこで特段異論がなければ、我々としては、実施する方向で動いております。

森丘参事官 わかりました。

前原主査 ほかにはいかがですか。

これについては、これまでも随分議論がございましたが、民間モニター方式というのは、モニターになってくださった方にどのくらいのコストをかけるのですか。

小池課長補佐 委託する業者によるかと思いますが、国の調査では、1か月2,000円程度の謝金を払っております。家計簿を毎日つけていただくので、2,000円では安いという声もあるのですが。

前原主査 どうぞ。

芳賀専門委員 運営するモニターというのは、事前に調査会社が持っているモニターを指していますか。

杉山課長 モニターが民間の得意分野と申し上げたのは、民間ではかなりモニターを抱えているいろいろな調査を行っている実態が基本にはあります。

小池課長補佐 自社が持っているモニターを使うところと、あと、地方全体を行っていただきますので、募集を新たにかけてもらう作業が必要になります。

芳賀専門委員 民間業者が運営するモニターは、質にものすごく差がありますので、その部分の担保はどうされるのでしょうかということが一つの疑問です。導入予定といても、本当の意味で質を担保することが難しいだろうと予想して今御質問しました。つまり、新しくモニターを事前にサンプリングして、そこをお願いして、モニターになってください。オンラインで答えてくださいとモニターを構築するということだと費用もたくさんかかりますが、精度は非常によくなるでしょう。しかし、事前に持っているモニターだと、業者によっては、非常にきちんとしている会社もあれば、そうでもない会社もあるわけで、内容の偏り等もあることは先行研究でわかっていることなので、その辺が、導入予定と書いていますが、この委員会はそういうことを検討する場ではないと思いますが、導入のハードルの一つとして質の担保がどうしても出てくるので、どのようにされる予定かお伺いしたかったものです。

杉山課長 1点目は、いきなり本番ではなくて、今年2月に試験調査を行っております。モニターのパフォーマンスがどの程度かということは見極めをしてございます。

もう一つは、私ども、競争入札をかけるときには、価格だけでは取らずに質も含めた総合評価も行っております。当然、モニターの質についてもチェックを入れて、質は十分に確保できそうかという見極めをした上で選択します。

前原主査 どうぞ、廣松先生。

廣松専門委員 単身世帯に関しては、一旦国が引き上げた上で一括して民間業者に委託するという書き方になっています。そうすると、この全国消費実態調査全体の枠組みとしてはどういう整理をすることになりますか。

杉山課長 実は、このモニター調査は有意抽出で行う調査ですので、母集団復元はできないものですので、そういうやや異質なものですので、無作為抽出で行う調査とは切り離して位置付けるということで、諮問するときには、本体に密接に関連する承認統計調査という位置付けで整理させていただく方向でございます。

前原主査 よろしいですか。

廣松専門委員 はい。

前原主査 では、鈴木委員。

鈴木専門委員 統計調査の現場にいた者として、全国消費実態調査は、統計調査員とこの世帯の関係が本当に良好に保たれないとできない調査だと思います。民間活用とかいろいろのことを考える上で、登録統計調査員に頼る、あるいは、市町村職員の力に頼るところが多いと思います。そういう意味では、今まで長年培われてきた登録統計調査員制度は重要な役割があったと思います。この分科会でも、静岡県の藤枝市にお伺いして、登録

統計調査員からいろいろと話を聞きました。年間収入で見ると、数万円とか十数万円でも、その人たちは、統計調査員という誇りを持っています。ただお金のためにやるとなると、そういう意識が全く変わってくると。そうした場合に、家計簿を2か月、3か月にわたってつけてもらうところに入っていき、その統計調査員の質が非常に重要だと思います。その辺りについて、何かお考え的なことがありましたらお聞かせ願いたいのですが。

杉山課長 御指摘の点は非常に重要なポイントと考えます。私どもは必ず、調査の質の確保と効率性の2つを密接不可分と考えておりまして、効率性だけにしていとは全く考えておりません。そういう意味では、このような難しい調査は、本当に質が確保できるかについては十分に精査した上で民間開放についてのスキームを考えていきたいと思っております。

鈴木専門委員 もう1点、民間活用の取組のところで、電子調査票を用いたオンライン調査の実施ということが書いてあります。これは、調査票の配付は調査員が行って、調査をお願いし、実際の調査対象の家庭の方はオンライン調査票に入力するような形だと思います。その内容について、調査員の方がチェックするということはあるのでしょうか。それとも、直接、市や国に調査票が上がってくる形になるのでしょうか。

小池課長補佐 オンラインによる調査は、政府共同利用システムを通じて行うものですから、世帯からのデータは国に直接来ます。ですから、調査員が見るとか、審査するとかいうことはしません。

鈴木専門委員 統計調査は、世帯の立場に立つと、調査に協力しても、やはり統計調査員に自分の収入、支出、貯蓄などを見てもらうのは、何となく嫌だと。そのために調査を断る例が今まであったと思います。そういう面から、国勢調査の封入提出とかに合わせたような形で、調査員には直接内容を知られないことはよい方法だと思ってお聞きしました。

廣松専門委員 モニターはオンライン調査を使う場合があるかもしれないとすると、a)の方は、この調査を受託した民間事業者の判断で行う。b)の方は、2人以上世帯でも希望する世帯に対してはオンライン調査を実施するということですか。

杉山課長 基本的に、5万6,800の世帯が希望すれば、すべて対象になり得るということで整理されております。

廣松専門委員 それは、モニターの導入とは別の形で考えていらっしゃるわけですか。

杉山課長 はい、別でございます。

前原主査 高橋委員、どうぞ。

高橋専門委員 意見といいますか、2ページの下の方では、民間の大手4社のヒアリングにおいて、受託の可能性を全面的に否定することはなかったこと、と書いてありますけれども、民間の気持ちから言うと、いかなる場合でも、可能性があることに対して、自分たちから門戸を閉ざすことはまず言わないと思います。それから、これからどんなビジネスモデルが出てくるのかわからなくて、そうしたことを全く否定はしない。ただ、民間から言うと、やりやすいものと難しいものがあるということは彼らも認識していると思いま

す。サービス産業動向調査の場合は、個人のもの比べると、やや個人的な内容ではないからまだやりやすいけれども、個人に関するものに、果たして本当に民間が実施することが適当かどうか、あるいは、いかなるビジネスモデルを考えても、本当にできるかと考えた場合、私は、かなり難しいのではないかと思います。だから、同じ民間に頼む場合でも、その統計の質といいましょうか、性格からいって、そもそも無理が多すぎのかなという感じがします。

それから、先ほど鈴木委員がおっしゃったように、やはりどうしても調査員との信頼関係で初めて成り立つもので、普通、海外で考えても、こういうプライベートなところを民間にさせて取れるというのはそもそも無理なのではないかという感想を持ちます。率直な意見ですが、どのようにお考えでしょうか。

杉山課長 これも確かに、ヒアリングして、この調査であれば何とかできそうだと行ってくれた事業者はありません。やはり難しいと。特に、100%近い回収率の実現については相当難しいというお答えをいただいております。その点については、そこは十分慎重に考える必要があると書かせていただいております。ですけれども、要するに、民間の方々というのは、逆に、斬新なビジネスモデルを考えておられる会社もあるので、その出現がないとまでは言いづらいので、最初から門前払いしますということは、私どもの立場としては言いづらいのかなと。

そこは、統計委員会でも、特に具体的に、これは慎重にというところまでは書いていただいているところもあるので、そこら辺を踏まえて、今のような方向で考えております。統計委員会においては全国消費実態調査について慎重な対応という方向性はいただいているので、それに沿ったものでございます。

前原主査 椿委員、どうぞ。

椿専門委員 この調査が困難であるということは、全国にまたがる大規模調査であるということで、今、先生方から御指摘もあって、そもそも一般的に、調査の拒否に遭う可能性が強いような、ある意味ではプライバシーに関する重要な内容を扱っているという2つの困難があるかと思えます。

今、民間が出しているビジネスモデルに関しては、大規模調査に対して何とか対処しようというモデルは出していますが、もう一つの調査拒否については、官に限らず、民に限らず、そういう可能性の強い難易度の高い調査であることにに関して、それはまた別の質の問題だと思えます。一方で、この100%の回収率という話もちろん、民間の場合、回収率を算定するときに代替標本という話は考えないことになっています。つまり、抽出された標本に対して必ず100%の回収に設定するというのが、基本的には調査業界の慣習です。一方で、官の場合、この種のものすごく難易度の高い調査に関して、調査員の方は全力を尽くしているわけですが、ある段階での代替標本を認めていると私は理解しています。その辺の、官の側のこの種の難易度の高い調査を出す場合、質の中に、その調査の難しさという部分、つまり、代替標本を使わざるを得ない部分に関して、ある程度の指標のよう

なものが、なかなか難しい問題かと思えますけれども、出てこないと、民間の方とのコミュニケーションも難しいのではないかというのが率直な印象です。

杉山課長 実は、大手4社のヒアリングの中では、代替標本のことは十分に念頭に置いていて、それで対応してくれた会社もございました。

椿専門委員 ありますか。そうですか。

杉山課長 はい。そこは民間も十分に研究しているようでございます。

椿専門委員 そこは今までは、官がその部分を議論することは非常に難しいことがあったのではないかと思えますけれども、質の問題としては、実態としては大きな問題ではないかという気がします。

前原主査 そのほかにはよろしゅうございますか。芳賀委員、どうぞ。

芳賀専門委員 調査員の民間利用に対しては、どのようにお考えでしょうか。前から議論は出ていたかと思えますが、民間の事業者さんで、現在、各家を回っている調査員の方がいらっしゃるわけで、そういう方を再雇用するというか、使っていただくようなこともあり得るのではないかと思えます。

杉山課長 そこは特にルールはなく、相互に乗り入れしているような実態はあるやに聞いております。去年の越前市の場合でも、公的統計の調査員でありながら民間開放した調査に参加した人もおられます。そういう意味では、そこは現場に行きますと、官だから、民だからと、必ずしも明確に線が引かれているわけではない状況でございます。これは実態ベースでしか御説明できないと思えます。

芳賀専門委員 そこで、間に今までの調査員を使うのに、民間業者が入ることについて、果たして効率化と言えるのかという議論があると思えますが、今まで、各家庭を回られていた調査員の方が、現場レベルではもちろん両方に登録されている方はいらっしゃるでしょうが、もう少し積極的に雇用できるような方法があれば、場合によっては、人の質の確保という意味では貢献するのではないかと考えております。

つまり、ここで言っている、調査を民間委託した場合、民間業者各社が持っている調査員の方が回る場合と、今まで官で実施していた場合に回っていた調査員さんが変わることによって信頼度が失われるとか、もしくは品質の質が変わるといった議論が今まではあったと思えます。

杉山課長 品質が変わるかどうかは、多分、越前市の場合には、実際に広報などを通じて、この調査は国が委託して行っているもので信頼できるものであるということは、運用面でバックアップしております。訪問してきた調査員が、民間出身なのか、官も掛け持ちでやっている人かというのは、やりとりの中では、そんなに意識されないと思えます。実際にこの調査はどんな背景で、どう行われているのかという辺りをしっかりと、広報なりで周知をすれば信頼はとれるかなと思っております。

ただ、先ほど申し上げたように、実際にそこは調査員の方々は、市町村ごとにそれぞれいろいろな実情があるわけで、そこには、国の統計調査が多くある年もあれば、民間の調

査が多くあるような年もあるでしょうし、一律に、国の登録調査員を活用してはどうかということではなくて、ケース・バイ・ケースで一番合理的な資源の活用ということをしていただくのがよろしいのかと思います。

芳賀専門委員 前回、藤枝市に行ってヒアリングをした際にもそういうお話が出ましたので、それで今、質問させていただきました。

杉山課長 現場からのいろいろな声があると思いますが、全体のバランスのとれた運用を私どもは考えなければいけないと思います。

前原主査 では、最後にどうぞ。

鈴木専門委員 今は、国、県、市町村と登録統計調査員の制度の中で動いているところに民間活用が入ってきた。そうすると、登録統計調査員の人たちは、民間の下で動くことも可能だと思いますが、民間活用が進んだ場合、今、登録統計調査員は、統計調査に対する意識の高い方たちが多くいて、公のために奉仕している意識で当たってくれていますが、そういう制度がなくなってきたときに、統計調査の質は今後どうなるのか、懸念するところがあります。やはり実査についての民間活用を進めるに当たっては、統計調査員自体の今の制度についてどう考えるか、あるいは、今後、どうしていったらいいかということについても、統計調査員や市町村の意見を聞いていただき、十分な検討をお願いしたいと思います。

杉山課長 そこは、私どもではお答えしきれないところがございます。ただ、私どもも同じ気持ちで、この調査員制度がなくなってしまうと、特に我々の統計局の調査は立ちいかなくなりますので、これも制度としては是非必要であると考えております。

前原主査 事務局から何かございますか。いいですか。

それでは、いろいろと困難な問題もあろうかと思いますが、総務省におかれましては、引き続き民間開放に取り組んでいただきますようお願いいたします。また、今後とも、当分科会との連携を密にさせていただきますように、よろしく願いいたします。

これで総務省からのヒアリングを終わります。ありがとうございました。御苦労さまでした。

(総務省関係者退室)

前原主査 現場でお会いすると、調査員さんはモラルが高いですね。皆さん非常に熱心で、プライドを持って仕事をしておられますね。ただ、それが将来も確保できるかということは大変問題で、悩ましいですが。

それでは、その他の議題について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料4を御参照いただきたいと思います。これにつきまして、公的統計の整備に関する基本的な計画に関する中間報告ということで、統計委員会基本計画部会で審議されていた内容が中間報告として公表されているものでございます。

既にこの統計委員会における検討につきましては、第4ワーキングの検討ということで御紹介してきたところでございます。それをまとめられたということで、本日お配りした

ものは全体版でございます。民間開放につきましては、23 ページの一番下から 24 ページにかけて記述がございます。内容につきましては、既に第 4 ワーキングでまとめられた内容と同じものになっております。

もう 1 点御紹介しておきたいのは、後ろの方に横書きの表が続いております。ページで言うと 36 ページの後ろからですが、別表ということで、この取組の方向性に沿って、今後 5 年間に構ずべき具体的施策ということで、具体的な内容が書かれております。この中で、民間事業者の活用につきましては、19 ページに載っております。ここに書かれている内容も、基本的には第 4 ワーキングの中で報告書に盛り込まれたことが挙げられております。実施時期としては、平成 21 年度から対応するものと、平成 22 年度から検討に入るものということで整理されております。

簡単でございますが、御紹介は以上とさせていただきます。

前原主査 これにつきましては、統計委員会の委員でいらっしゃいます廣松先生、何かコメントがございますか。

廣松専門委員 今、御紹介がありましたとおり、もう 27 日からパブリックコメントに入っていて、パブリックコメントを踏まえた形で、あと 3 回程度議論した上で最終報告を何とか年内に取りまとめたいと考えております。

ただ、御覧いただいておわかりのとおり、本文が 36 ページ、別表が 35 ページと膨大なもので、基本計画としてまとめると言いつつ、やはりもう少しメリハリをつけないといけないという感想も持っております。多分、これからその辺りのところを統計委員会基本計画部会で議論することになるのではないかと考えております。

前原主査 皆さんから、御質問、御意見がございますか。

それでは、一応まとまったということで、御苦労さまでした。

よろしゅうございますか。

事務局からもよろしいですか。

事務局 引き続き事務局から「関係各省への照会結果について」ということで、資料 5 に基づいて御説明させていただきます。

本件につきましては、本年 7 月 15 日開催の第 15 回統計調査分科会において様式をお示しした上で、関係各省に対して照会を行っていくことについて御了解を得たところですが、この資料につきましては、その照会結果を整理したものでございます。

照会の 1 点目については、「地方出先機関が関係している統計調査関連業務について」ということで、5 月に、当方の地方出先機関分科会の担当から各省にお願いした作業依頼に対しまして、統計関係につきましては、資料提出があった省庁、なかった省庁とばらばらであったため、各省庁がどのような考え方で整理をしたのかということで照会したものでございます。結果については、御覧のとおりでございますが、今回の照会結果、また、最初の作業依頼に対して提出された資料でも共通した考えですが、地方出先機関で実施している統計調査関連業務につきましては、基本的に本省が企画して実施している業務の一

部分でありまして、地方出先機関で完結しているようなものはなく、それだけを切り出して、地方支分部局レベルで市場化テストの対象にできるようなものはまずないということでございます。

市場化テストの対象にするということであれば、本省に事務を引き上げた上で一括して市場化テストに出すというやり方になります。そういうことだと、これまで当分科会で事業選定の検討をしてきた中で、出先の業務範囲も含めて検討対象としてきたところでありまして、引き続きそのようなことで検討を進めていけばよろしいのではないかと考えております。

それから、資料5の下半分の照会の2点目ですが、「今後市場化テストを実施する方向で検討を行う統計調査関連業務について」ということで、何か新たに考えているものがあるかということでも照会したものです。こちらにつきましては、農林水産省から2調査、こちらについては既に第17回統計調査分科会でヒアリングを実施しましたが、2調査について出てきました。他の省については該当はないという回答がありました。

資料5については以上でございます。

続きまして、資料はありませんが、公共サービス改革基本方針の改定に関してでございます。春以降、本日まで、当分科会におきまして関係省庁にヒアリングを実施してきたところですが、それらを踏まえまして、今後、公共サービス改革基本方針の改定に向けて作業を進めていくこととなります。統計調査業務に関する具体的な改定案文につきましては、基本的に前原主査に御一任いただくということで御了承いただければと思います。もちろん、専門委員各位にも逐次メール等で御意見をお伺いしながら進めてまいりたいと存じますが、特に分科会を開催することはせずに、基本的には主査に御一任いただければということでございます。

以上、よろしく願いいたします。

前原主査 以上の点につきまして、御質問、御意見等ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、以上の点につきましては、事務局の説明どおりに進めさせていただくということでよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

前原主査 ありがとうございます。

それでは、本日予定されました議題は以上でございます。

これで、本日の統計調査分科会は終了いたします。次回の日程につきましては、追って事務局から御連絡いたします。

本日は、御多用のところありがとうございました。

なお、事後打ち合わせを行いますので、傍聴者の方は御退室をお願いいたします。

(傍聴者退室)